平成２２年（フ）第３３０号
奈良県北葛城郡河合町大字長楽102番地　レオパレスコットンフラワー１―106
債務者　小川　憲二
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後１時30分
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３３８号
奈良県北葛城郡広陵町大字古寺380番地
債務者　森田　善仁
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後１時30分
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３４０号
奈良県香芝市下田西１丁目５番13号　コミュネット香芝905号
債務者　田中　博文
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後１時30分
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第６４９６号
大阪市旭区太子橋２丁目６番23号
債務者　梶浦　敏弘
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７０６号
横浜市鶴見区汐入町３丁目48番地５　汐入コーポ302
債務者　伊藤　隆之
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２００７号
川崎市宮前区水沢３丁目４番５号　百合ノ木ハイツ101、申立時の住所横浜市青葉区美しが丘西１丁目23番地２　サンセットヒルズビレッジ３―202号
債務者　西巻　正夫
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０５１号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹１丁目１番15号
債務者　程島　卓哉
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１０２号
横浜市緑区十日市場町907番地４　杉崎テラス１号
債務者　半田ハツ子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１０３号
横浜市緑区十日市場町907番地４　杉崎テラス１号
債務者　半田　竜一
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１２０号
横浜市港北区高田東４丁目３番12号　ハウスオブアイキ101号
債務者　山下　智子（旧姓若林・石井）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２１２号
横浜市保土ケ谷区明神台２番２―301号
債務者　清水千恵子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２９９号
横浜市南区六ツ川３丁目45番地の８
債務者　高根　弘美
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３１５号
神奈川県茅ヶ崎市新栄町４番17号
債務者　川瀬　祐子（旧姓菅）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３３４号
横浜市旭区鶴ケ峰本町１丁目48番13―２号
債務者　諏訪　正通
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３３６号
横浜市中区伊勢佐木町５丁目126番地　シャンボール伊勢佐木1107号室
債務者　柴崎　裕美
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３９２号
横浜市緑区中山町831番地24
債務者　三宅　　望（旧姓長嶺）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部